5　法第一七条の八第二項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとした。（第一二条関係）

㈠　法第一七条の八第一項第一号に掲げる行為であって、次に掲げるもの

(1)　当該地域再生土地利用計画（法第一七条の七第一項に規定する地域再生土地利用計画をいう。6の㈡において同じ。）に記載された法第一七条の七第三項第二号の誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為

(2)　(1)の誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築

(3)　建築物を改築し、又はその用途を変更して(1)の誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為

㈡　法第一七条の八第一項第二号に掲げる行為であって、次に掲げるもの等

(1)　次に掲げる土地の区画形質の変更

イ　建築物で仮設のものの建築又は工作物で仮設のものの建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更

ロ　既存の建築物又は工作物の管理のために必要な土地の区画形質の変更

ハ　農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更

(2)　次に掲げる建築物の建築又は工作物の建設

イ　建築物で仮設のものの建築又は工作物で仮設のものの建設

ロ　屋外広告物で表示面積が一平方メートル以下であり、かつ、高さが三メートル以下であるものの表示又は掲出のために必要な工作物の建設

ハ　水道管、下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの建設

ニ　農林漁業を営むために必要な物置、作業小屋その他これらに類する建築物又は工作物の建築又は建設

6　法第一七条の八第二項第三号の政令で定める行為は、次に掲げる行為（都市計画法第四条第一五項に規定する都市計画事業の施行として行うものを除く。）とすることとした。（第一三条関係）

㈠　都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設（同条第五項に規定する都市施設をいう。）に関する都市計画に適合して行う行為

㈡　地域再生土地利用計画に記載された公共の用に供する施設を管理することとなる者が当該地域再生土地利用計画に適合して行う行為（㈠に掲げるものを除く。）

7　この政令は、地域再生法の一部を改正する法律（平成二七年法律第四九号）の施行の日（平成二七年八月一〇日）から施行することとした。

政　令

国勢調査令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年八月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八十七号

国勢調査令の一部を改正する政令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十六条及び第十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「幼保連携型認定こども園」の下に「（第十二条の三第一項第二号において「学校等」という。）」を加え、同項第二号中「診療所に」を「診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。以下この号及び第十二条の三第一項第四号において同じ。）に」に、「入院し、又は入所している」を「入院している」に改め、同項第三号中「除く」の下に「。第十二条の三第一項第五号において同じ」を加える。

第三条中「年」の下に「（以下「調査年」という。）」を加える。

第五条の見出しを「（調査事項）」に改め、同条第一項中「、調査票により」を削り、「第一号ト、チ、リ及びヨ」を「第一号リ及びヨ並びに第二号ニ」に改め、「除く」の下に「。以下「調査事項」という」を加え、同条第二項を削る。

第六条第三項中「が指定した第八条の規定による調査区の区域とする」を「（特別区の長を含む。以下同じ。）が、第八条第一項の規定により設定し、又は同条第二項の規定により修正した調査区の区域ごとに、指定するものとする」に改め、同条第四項中「その他の」を「及び総務省令で定める」に、「の検査及び」を「（以下「調査関係書類」という。）の検査その他」に改め、同条第五項中「調査票その他の」を「識別符号（総務大臣が世帯を識別するために付した符号をいう。第九条第一項第一号及び第十条第三項第一号において同じ。）を記載した書類の配布、調査票の配布、取集及び記入並びに」に、「これに」を「これらに」に改める。

第八条第一項中「国勢調査を実施する年」を「調査年」に改め、「当該市町村」の下に「（特別区を含む。以下同じ。）」を加える。

第九条第一項を次のように改める。

国勢調査は、次の各号に掲げる期間内において、当該各号に定める方法により行う。

一　調査年の九月十日から同月二十日（総務大臣が同日までにこの号に定める方法により調査事項に係る情報を受信した後、調査時における調査事項に係る情報に変更が生じた世帯にあつては、当該調査年の十月二十日）までの期間　国勢調査員又は第六条第六項の規定により同条第五項の事務の一部を行う国勢調査指導員（以下「国勢調査員等」という。）が識別符号を記載した書類を世帯ごとに配布し、及び総務大臣が世帯員又は世帯主若しくは世帯の代表者に準ずる者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて当該識別符号を用いて送信された調査事項に係る情報を総務大臣の使用に係る電子計算機において受信する方法